

さいたま市市民活動及び協働の推進助成事業
自治会役員向けデジタル活用講座事業
実施に関する協働協定書

コミュニケーションネットワーク岩槻（以下「甲」という。）とさいたま市（以下「乙」という。）は、さいたま市市民活動及び協働の推進助成事業（以下「推進助成事業」という。）の実施にあたり、推進助成事業の目的及び目標、推進助成事業における役割分担、責任の範囲及び成果の帰属並びに推進助成事業の評価について、次の条項により協定を締結する。

(目的及び目標)

第1条 推進助成事業は、デジタル活用による区民の利便性向上を目的として、甲と乙が協働して実施する。

2 甲と乙は、前項の目的を達成するために、推進助成事業における目標を次のとおり設定する。

- (1) 自治会向けの講座を実施し、デジタル活用の利便性及び必要性の認識を促すこと。
- (2) サポートデスクを開設し、デジタル活用に主体的に取り組める体制を構築すること。

(相互理解と対等の原則)

第2条 甲と乙は、双方の能力・立場・特性を理解して、お互いの存在を尊重し、協力するとともに、お互いに不足する部分を補うことにより、推進助成事業を実施する。

2 甲と乙は、双方が対等なパートナーであることを常に認識し、各々の自由な意思に基づいて協働することを前提に、推進助成事業を実施する。

(役割分担)

第3条 甲と乙は、第1条の目的及び目標を達成するため、推進助成事業におけるそれぞれの役割を次のとおり定める。

事業項目	甲の役割	乙の役割
(1)事業PR		1. 岩槻区自治連役員への周知 2. 各単位自治会への周知
(2)事業実施準備	1. 事業プログラムの検討 2. 協力団体への依頼 3. 講座会場の確保 4. 講座内容の検討	1. 参加者の募集、決定
(3)事業実施	1. 講座実施 2. 講座の撮影及び編集 3. 講座後のサポート体制検討 4. 講座後のサポート用Q&A作成 5. 報告書の作成	1. 講座実施補助 2. 講座後のサポート補助

(責任の範囲及び成果の帰属)

第4条 推進助成事業における責任の範囲及び成果の帰属は次のとおりとする。ただし、甲又は乙の各々に既に帰属している成果は除くものとする。

(1) 甲の責任の範囲及び成果の帰属

- ア 協定書に基づく事業の履行
- イ 推進助成事業を通じて得る新たな活動ノウハウ
- ウ この事業で得る成果物

(2) 乙の責任の範囲及び成果の帰属

- ア 協定書に基づく事業の履行
- イ 推進助成事業を通じて得る新たな活動ノウハウ

(情報公開と説明責任)

第5条 甲と乙は、推進助成事業の透明性を確保するため、推進助成事業の実施状況に関する情報を公開する。また、双方が推進助成事業に関する説明責任を果たすこととする。

(事業の評価と報告)

第6条 甲と乙は、推進助成事業の自己評価を行い、お互いの評価を共有した上で、推進助成事業終了後の事業のあり方について真摯に協議するものとする。推進助成事業終了後、報告会において事業の成果及び評価並びに協議内容について報告するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、協定書の締結の日から推進助成事業の報告会の日をもって終了するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

本協定の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

令和5年5月17日

甲 コミュニケーションネットワーク岩槻
代表 須藤 順子

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
乙 さいたま市
さいたま市長 清水 勇人

